

平成31年3月29日
令和2年5月15日一部変更^(注)

**酵素等の成分の作用による痩身効果を標ぼうする食品の販売事業者
4社に対する景品表示法に基づく措置命令について**

消費者庁は、本日、酵素等の成分の作用による痩身効果を標ぼうする食品の販売事業者4社（以下「4社」といいます。）に対し、4社が供給する食品に係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添1ないし別添4参照）を行いました。

1 4社の概要

(1) 措置命令において、一般消費者に対する誤認排除措置、再発防止及び不作為を命じる事業者（2社）

	名称（法人番号） 代表者	所在地	設立年月	資本金※
1	ジェイフロンティア株式会社 (9011001063340) 代表取締役 中村 篤弘	東京都渋谷区渋谷二丁目9番9号	平成20年6月	2637万 7500円
2	株式会社ビーボ (2011601017223) 代表取締役 武川 克己	東京都港区北青山三丁目3番5号	平成22年9月	2000万円

※いずれも平成31年3月現在

(注) 株式会社ユニヴァ・フュージョンに対しても、平成31年3月29日に措置命令を行ったが、当該措置命令の処分原因事実として認定した表示期間について改めて検討した結果、令和2年5月15日、当該措置命令を取り消した。

(2) 既に一般消費者に対する誤認排除措置を講じており、措置命令において、再発防止及び不作為を命じる事業者（2社）

	名称（法人番号） 代表者	所在地	設立年月	資本金※
3	株式会社ジプソフィラ (8080401019698) 代表取締役 寺島 清太	東京都新宿区改代町27番地4クレスト神楽坂2F	平成25年10月	300万円

4	株式会社モイスト (3010601038030) 代表取締役 池田 英子	東京都江東区亀戸一丁目4番2号	平成20年12月	1500万円
---	--	-----------------	----------	--------

※いずれも平成31年3月現在

2 措置命令の概要

(1) 対象商品（以下「本件商品」という。）

	名称	対象商品
1	ジェイフロンティア株式会社	「酵素328選生サプリメント」と称する食品
2	株式会社ビーボ	「ベルタ酵素ドリンク」と称する食品
3	株式会社ジプソフィラ	「生酵素」と称する食品
4	株式会社モイスト	「雑穀麴の生酵素」と称する食品

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

別紙1「表示媒体」欄記載の表示媒体

(イ) 表示期間

別紙1「表示期間」欄記載の表示期間

(ウ) 表示内容

4社は、それぞれ、例えば、別紙2-1ないし別紙2-4「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 実際

前記アの表示について、当庁は、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、4社に対し、それぞれ、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、4社から資料が提出された。しかし、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

(3) 命令の概要

ア 前記1(1)の2社に対する命令の概要

(ア) 前記(2)アの表示は、それぞれ、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

(イ) 再発防止策を講じて、これを役員（前記1(1)の番号2の事業者を除

く。)及び従業員に周知徹底すること。

(ウ) 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示を行わないこと。

イ 前記1(2)の2社に対する命令の概要

(ア) 再発防止策を講じて、これを役員(前記1(2)の番号3の事業者を除く。)及び従業員に周知徹底すること。

(イ) 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示を行わないこと。

(4) その他

株式会社ジプソフィラ及び株式会社モイストは、本件商品の内容について、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしていた旨を日刊新聞紙2紙に掲載した。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課食品表示対策室

電 話 03(3507)9126

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>